告示日 平成23年4月1日 岐阜市告示第1号

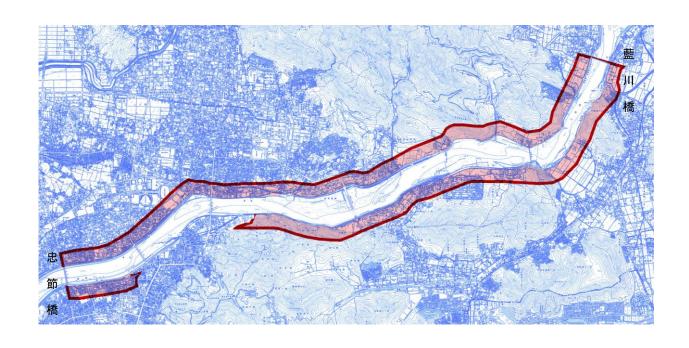
広告物規制地区の指定

- 広告物規制地区の名称
 金華山・長良川地区
- 2 広告物規制地区の区域 別紙1のとおり
- 3 規制地区基本方針 別紙2のとおり
- 4 許可に関する基準 岐阜市屋外広告物条例施行規則(平成21年岐阜市規則第58号)別表第1のとおり
- 5 施行日 平成23年7月1日

広告物規制地区の対象区域

岐阜市芥見町屋1丁目の一部、祇園1丁目の一部、芥見海戸山の一部、岩田西1、2、3 丁目の一部、日野北1、2、3、4、5、6、7丁目の一部、日野西1、2、3丁目の一部、日野の一部、四屋町、若松町の一部、柳生町の一部、柳町の一部、御杉町、忠節町1、2、3、3丁目南町、4丁目、真砂町1丁目の一部、永田町の一部、平河町、北野町の一部、天神町の一部、不動町、西野町1、2、3丁目の一部、早田大通り1丁目の一部、山吹町1丁目、2丁目、3丁目、早田町1丁目、2丁目の一部、津島町1、2、3、4、5、6丁目の一部、岩倉町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、早田東町1丁目、2丁目、3丁目の一部、4丁目、5丁目、6丁目の一部、長良福光の一部、長良左1丁目、2丁目、長良の一部、長良法久寺町の一部、長良金碧町の一部、長良大前町1、2丁目の一部、長良宮口町3丁目の一部、雄総桜町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の一部、雄総松町1丁目、2丁目、3丁目の一部、4丁目、5丁目、雄総緑町1丁目、2丁目、3丁目の一部、4丁目、5丁目、6丁目の一部、中川原1丁目、2丁目の一部、3丁目の一部、4丁目、5丁目、長良志段見の一部、長良古津の一部、大蔵台の一部、向加野1丁目の一部であって長良川両岸の堤防道路の天端から200m以内の地域(下記に示す区域)

記



規 制 地 区 基 本 方 針

1 基本構想

長良川流域の屋外広告物の適切な規制・誘導を図るため、屋外広告物の形態意匠、面積、 色彩、掲出位置、素材、照明等について、長良川や金華山、百々ケ峰等の自然景観、それら と市街地との調和、長良川鵜飼などの文化的な景観に配慮した屋外広告物の表示・設置を行 うものとする。

2 基本的事項

項目	内容
形態意匠	・複雑な形状のものや安易な仕様のものは、設置しないよう努める。
	・建築物を利用するものは、主な色彩及び形状を周辺の景観と調和させるよう努める。
	・長良川や金華山、百々ケ峰等の自然景観、長良川鵜飼などの文 化的な景観に配慮したものとする。
	・複数のものを同一方向に設置する場合は、色彩の調和を図る。
色彩	・けばけばしい印象を与える色彩及びその組み合わせは控える。
	・使用する色の数は、できる限り少なくする。
掲 出 位 置	・金華山、百々ケ峰等の山々への見通しを極力確保する位置に表
	示・設置をする。
掲 出 方 法	・壁面上部に表示・設置をする場合は、切り文字とし、商標・ロゴ・施設名の表示にするよう努める。
照明	・鵜飼開催時には、広告物への照明は控える(金華橋から千鳥橋
	までの区域)。
	・動光、点滅、レーザー光線、ネオンサイン、電光掲示板等の使
	用は控える。
	・広告面を照らす外照式のもの、切り文字部分に限った内照式・
	間接照明式のものにするよう努める。
素材	・経年変化に耐え、周辺の景観と調和したものを使用する。